会 議 録

会議の名称	那珂川町個人情報保護審査会
開催日時	平成28年11月10日(木)10時00分から11時30分まで
開催場所	那珂川町役場2階 第3会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由	
(非公開の場合のみ)	
出席者	(1) 委員
	牟田会長、今泉副会長、礒辺委員、清永委員、菰田委員、髙木委員
	(2) 町
	事務局:淺香係長、山口
	説明者:小西係長(高齢者支援課)、富川係長(経営企画課)、本田係
	長(人権政策課)、長田係長(住民課)
傍聴人数	0人
(公開の場合のみ)	

議題及び審議の内容(下記のとおり)

議題

- (1) 個人情報の例外利用及び外部提供等について
- ① 例外利用(高齢者支援課) 説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

那珂川町第7期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定にあたり住民ニーズを調査するため、町内1,000人(65歳以上男女)の住民に対して、アンケートを実施する。那珂川町個人情報保護条例第5条第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 :委員から質問はないか。

委員:このアンケートは毎年やっているものか。

説明者 : 3年ごとに行っている調査。アンケートのひな型は厚生労働省の方から提示され

ているアンケート様式を毎回使用している。

委員:委託業者はこれまでも頼んでいる業者であるか。

説明者 :町に業者登録のあるコンサル業者の中から選考している状況である。

委員:業者選考の基準はどういったものか。

事務局 :業者の選考は、まず事前に町への業者登録が必要となり、登録の際は審査がある。

また、業者選定時は業者選定委員会で選定が適正であるかを審議する。

説明者 : 選定委員会で選定された業者の中から入札にて決定する。

委 員 :業者選定の基準として P マーク (プライバシー制度マーク) を取得している等の

条件はあるか、個人情報を取り扱う業務に対し何か条件を付しているか。

(事務局確認)

事務局:業者登録はまず、業種ごとに登録を行うがコンサル等を含む委託業務登録の際に、 Pマークの取得を義務付けてはいない。登録業者の中には取得している業者もいる が、現状個人情報取扱の業者選定についてPマークの取得を条件としてはいない。

会 長 : 今後は、ぜひ業者登録や業者選定の際にPマークの取得の有無についても検討してほしい。

他に意見等ないか。それでは、高齢者支援課介護保険担当者が、第7期高齢者保 健福祉・介護保険事業計画策定にあたり住民ニーズを調査するため、住民基本台 帳マスターを例外利用することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

②例外利用(高齢者支援課) 説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

那珂川町第7期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定にあたり在宅介護実態を把握するため、町内で要支援要介護認定を更新した1,000人の住民に対して、アンケートを実施する。那珂川町個人情報保護条例第5条第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 :委員から質問はないか。

委員:調書の記録の名称の記載にある、要支援要介護認定を受けた住民基本台帳が存在 するのか。住民課が管理する住民基本台帳マスターには、要介護認定を更新して いる情報がないため、この台帳については高齢者支援課で管理しているのか。

説明者:要支援要介護認定の更新の有無という情報の管理については高齢者支援課で行っている。住所年齢氏名については、まず住民基本台帳マスターから情報を得ている。要支援要介護認定台帳が高齢者支援課の管理マスターであったとしても、委託業者へ依頼するため、例外利用になると思われる。記録の名称については確認が必要である。65歳になると住民基本台帳マスターから情報を得て介護保険被保険者台帳となるため、住民基本台帳マスターがありきで、介護保険台帳が作られている。

委員: 税務課がもつ固定資産台帳等についても同様、他課での台帳についてもあてはまる。

事務局: 例外利用は間違いなく、記録の名称がこれでいいのか整理する必要があるが、元は住民基本台帳マスターであり、住民基本台帳マスターが更新されることで、他の台帳も更新される。

委 員 : 介護保険担当が持つこのマスターだけで、この業務はできるのか。

説明者:要支援要介護認定台帳だけで可能ではあるが、住民基本台帳マスターありきのものと考えれば、住民基本台帳マスターの例外利用と思われる。

事務局 : 元の住民基本台帳マスターから各課が法律に基づき必要に応じて利用しているものであり、元が住民基本台帳マスターである以上、住民基本台帳マスターを介護保険で抽出の上利用しているものであり、要支援要介護認定のために介護保険担

当が独自で作った情報ではないと考えられる。

説明者:住民基本台帳マスターに対し、高齢者支援課で必要な情報のフィルタをかけたものと思われる。

会 長 : 個人情報の記録の名称については修正するように。 他に質問があるか。

委員: 役場から送られているアンケート等について一部でも業務委託があるということ を知らなかった。

事務局:アンケート業務に限らず、業者に個人情報を扱わせることはある。住民からは、 役場以外の人間が個人情報を取り扱っていることは知らない場合もあると思われ る。

委員: 役場ではさまざまな個人情報取扱業務があり、その管理・運用方法も様々で、その中で個人情報が十分保護されているかをこの審査会で審議することで、住民の皆さんの個人情報を保護する必要がある。

会 長 : 他に意見等ないか。それでは、高齢者支援課介護保険担当が那珂川町第7期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定にあたり在宅介護実態を把握するため、住民基本台帳マスターを例外利用することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

③例外利用(経営企画課)

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

那珂川町の各施策に対する住民の意見を収集し、町の施策の今後の方向性付けに活用するため、町内で 18 歳以上の 2,000 人の住民に対して、アンケートを実施する。那珂川町個人情報保護条例第5条第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 :委員から質問はないか。

委員:調査対象が 2,000 人で年代別に分けてあるが人数はほぼ一緒になるように考えているか。

説明者:無作為抽出により、出てきたデータをそのまま使うため、年代別に人数を同じに するものではない。

委員:確認票では、行政区の回答を求めるとあるが、過去のアンケートには小学校区と あるが、今回は行政区にするのか。

説明者: 行政区とあるが、より細かく小学校区の方がいいのではないかという意見もあり、 内容に関してはその他の分も含め検討中である。

会 長 : 外部委託ではないため、個人情報の取り扱いが安全と思われるが、住民基本台帳マスターは住民課以外が扱ってはならないというルールがあるため、他の課が使う際にもこの審議は必要であり、取り扱い方法についても十分審議が必要である。アンケートの内容についても意見があれば。

会 長 : 他に意見等ないか。それでは、経営企画課企画担当が那珂川町の各施策に対する

住民の意見を収集し、町の施策の今後の方向性付けに活用するため、住民基本台帳マスターを例外利用することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

④例外利用 (人権政策課)

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

那珂川町第2次男女共同参画後期計画策定に係る住民の意向を調査するため、町内で 18 歳以上の1,500人の住民に対して、アンケートを実施する。那珂川町個人情報保護条例第5条第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 :委員から質問はないか。

委員:校区ごとに分析が必要か。

説明者:校区ごとに分けて分析はしない。地区に偏りがないかを確認するため。

委員:送付する際は全体の無作為抽出か。

説明者: 行政区、年代ともにばらけるように抽出する。

委員:完全な言葉通りの無作為抽出ではない。

説明者:偏りなくカテゴリーを分けてからの無作為抽出となる。

委員:開封・データ処理は委託業務であるが、その後のアンケート用紙はどうするのか

業者が焼却するのか。

説明者 :人権政策課に封筒まで含めて全て返却してもらい、人権政策課ですべて処分する。

会 長 : 他に意見等ないか。それでは、人権政策課男女共同参画担当が那珂川町第2次男

女共同参画後期計画策定に係る住民の意向を調査するため、住民基本台帳マスタ

ーを例外利用することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

⑤外部提供及び電子計算組織の結合(住民課)

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

コンビニエンスストア証明書交付事業を実施するため、①戸籍全部(個人)事項証明書 ②戸籍附票の写し③住民票の写し④住民票記載事項証明書⑤印鑑登録証明書⑥町県民税課税(非課税)・所得証明書戸籍全部について、全ての情報を通信回線による電子計算組織の結合により町以外のものへ提供してよいか、また、③~⑥の情報について管理する業者への外部提供を行う。那珂川町個人情報保護条例第5条第4号及び第6条の規定により本審査会の意見を聴く

委員:質問はないか。

ものである。

委員:県下でも7自治体ですでにコンビニ交付を行っているとのことであるが、証明書 交付センターとはどういった組織なのか。

説明員:地方公共団体情報システム機構という国の外部団体がこのコンビニ交付を取りまとめている。

委員:国がコンビニ交付を進めていくにあたり、偽造防止対策を行う機関として設置した機関と考えてよいのか。

説明者: この証明書交付センターを介さないと交付できない仕組みになっている。今回はこのセンターと自治体を結ぶシステムを構築しようとしている。

委員:外部提供は戸籍には該当しないのか。

説明者: 戸籍については、複写ができないため証明書交付センターが直接町のサーバへア クセスしてくるが、戸籍以外のデータについては、町で複製データを別設置する コンビニ交付のためのサーバに写し、その別設置サーバへ証明書交付センターが アクセスしてくる。戸籍以外については、外部専門業者が管理するため外部提供 となる。

委員:町と証明書交付センター(地方公共団体情報システム機構)とのアクセスはイメージ的には2つあるということか。

説明者:戸籍とそれ以外ではサーバは別となるため、アクセスイメージは2つになる。

委員:個人番号カードがなければ発行ができないのか。本人確認はどのようにするのか。

説明者: 交付には個人番号カードが必要。個人番号カードのICチップに個人情報が入れ 込まれている。利用者証明用電子証明書にパスワード(4ケタ)を入れており、 それを使って本人確認をしている。個人番号カードを作る際に、4ケタの番号を 登録している。

委員:新聞で九州では個人番号カードの発行は8%ほどと出ていたが。

説明者:本町では、6.5%に達するかしないか。このコンビニ交付を機に個人番号カードの取得率も向上するのではないかと考える。広報やホームページ、チラシで取得を周知案内している。

委員:住基カードでは交付できないのか。

説明者: 昨年の 12 月で住基カードの制度自体が終わっている。本庁でも制度が終わっているカードの使用について十分検討を重ねたが、今後は個人番号カードでの使用のみとする。個人番号カードが出る前からコンビニ交付を行っていた自治体では住基カードの使用もできるが、住基カードの使用が可能な自治体は県内で2自治体ほどである。

委員:外部提供は複製サーバ管理を委託する業者としており、証明書交付センターやコンビニへの外部提供にはあたらないのか。

説明者: 戸籍を含む情報が全て通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供することによる審査会への審議であり、あくまで外部提供は、サーバにある戸籍以外のデータを管理させることと考えている。

委員:条例第6条で外部提供というか情報提供ができると考えているということか。

説明者: 戸籍情報も含めたコンビニ交付については、条例第6条に基づく審議と考えている。

委員:住民が、情報をコンビニから取得しようとしているのであり、町の情報を第6条に基づき電子計算結合で提供する認識で問題ないと思われる。

委員:外部提供は戸籍以外のデータであり、電子結合は戸籍も含めてすべてのデータで あるという認識でよいか。

(全員承諾)

委員:複製サーバはどこにあるのか。

説明者 : 戸籍のサーバも業者提供複製サーバも庁舎内にある。

委員:業者はサーバを自由に扱えるのか。全く触れないのであれば、外部提供にあたら

ないのではないか。

説明者:情報そのものは住民課でしか入力できないし、データそのものの書き換えはでき

ないが、管理セキュリティ上、完全にサーバにアクセスできないということでは

ない。

委 員 : サービス提供時間が 6:30~23:00 に限られている理由は。

説明員 :全国的にこの時間決まっている。サーバ点検を夜間に行っていることに起因して

いると思われる。国及び証明書交付センターとのシステム構築上この時間となっ

ている。

会 長 : 他に意見等ないか。それでは、住民課住民・戸籍担当がコンビニエンスストア証

明書交付事業を実施するため、戸籍等の情報を外部提供すること及び電子計算組

織の結合をすることについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。